

京都市告示第 180 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 7 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉44号線	左京区岩倉花園町125番地の1地先内	旧	メートル 22.70	メートル 3.65 ~ 4.05
		新	22.70	6.02 ~ 6.31
北小路通	下京区朱雀正会町43番地の6地先から 同町7番地の3地先まで	旧	19.30	5.15
		新	19.30	6.01

(建設局土木管理部道路明示課)